

分担金・拠出金の名称	国際家族計画連盟(IPPF)拠出金		平成28年度 予算額	931,013千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国際家族計画連盟 (IPPF)					
国際機関の概要	IPPFは傘下の172か国152の加盟協会に対し、資金及び物品(避妊具・薬品、医療機器、車両、視聴覚機器・教材、事務機器等)の提供や、人口・家族計画情報の収集、啓発活動、政策提言活動等を行っている。2016年～2022年までの「戦略的枠組み」を2015年5月に決定した。世銀、UNFPA、WHO、UNICEF、UNAIDS等と協調しつつ、草の根レベルに裨益する活動を行っている。我が国からは、IPPFのコアファンドと、エイズとリプロダクティブ・ヘルスを中心とした活動を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に拠出。					
評価基準	達成状況					
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	(1)性と生殖の健康分野の主要機関 ・リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖の健康と権利)分野で世界最大の国際NGOで創立64年。172か国152の加盟協会が約6万5千の拠点でサービスを提供。広範なネットワークを活かし、サービス提供に加え、各国の政策、国際的枠組への提言活動でも影響力を持つ。2010-2015年には、性と生殖の健康と権利を支援する世界計528件の政策変更、立案に貢献。2015年の成果例として、児童婚率が高いチャドにおいて、婚姻可能年齢を18歳とする法案可決に貢献したほか、インド、ザンビアで新たな家族計画の方法の国からの認可や、無償提供に貢献した。 ・国際枠組みへの影響例としては、持続可能な開発目標(SDGs)策定過程に初期から関わり、各国政府や市民社会に影響を与えながら、ジェンダー平等、リプロダクティブヘルス・ライツをSDGsに入れることに貢献した。 (2)開発支援における貢献 ・サービス提供件数、各国の政策・法律改正等、18の指標からなる2010-2015年戦略を着実に実施。2015年には144、8百万件の性と生殖の健康分野のサービスを提供。480万件の望まない妊娠を防いだ。 ・2016-2022年戦略枠組は、質の高い包括的な性と生殖の健康分野のサービス提供、性と生殖の健康およびジェンダー平等分野における各国政府の政策へのアドボカシー活動を目標とし、特にSDG3(健康的な生活の確保、福祉の促進)およびSDG5(ジェンダー平等の達成、女性及び女児の能力強化)に貢献する。					
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	(1)我が国の重要外交課題の遂行 ・IPPFの活動は、生涯を通じた基礎的保健サービスを確立し、UHCの達成を目指す我が国の国際保健政策「平和と健康のための基本方針」(2015年発表)に合致。同基本方針の中では特に、国際機関・NGO等の高い専門性を活かした協力強化の一環として、IPPFによるリプロダクティブヘルス、人口開発分野での協力、特に女性に配慮した活動への協力を実施することを明記。IPPFは、「女性の輝く社会の実現」を目指し、また、災害を含め女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組み、途上国の持続的な開発を目指す我が国の政策・方針と正に合致する取組を実施。 ・一方、本分野は性・文化・宗教等に密接に関わり、二国間援助のみでは効果的な実施が困難。長年に亘り、当該分野で活動を積み重ね、現地で知見と信頼を得ているIPPFと協力を行う方がよりきめ細かな支援を行うことができ、より効果的である。このため、IPPFへの拠出を通じて、日本が重視する政策の実施がより効果的に図られている。 ・IPPFを通じた国際協力は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットで発表した保健、および女性の2分野の目標にも大いに資する。具体的には①「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」で目指す女性と女児の健康と権利、身体・精神的健康、家族計画、情報・教育を含めた性と生殖の健康サービスへのアクセスの改善、及び、②「女性の能力開花のためのG7行動指針」で目指す難民等の女性・女児、紛争・災害の被害者に対するエンパワーメント、性的・及びジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、医療サービスの拡充、防災、災害復旧等における女性の意思決定への関与とリーダーシップの奨励に合致する。 (2)意思決定における我が国のプレゼンス ・我が国は、IPPFに対する主要拠出国(約12%、第3位、2015年)。 ・IPPFも日本を重視。毎年、事務局長が複数回訪日し、現職のメレッセ事務局長は2011年9月の就任以降の5年弱の間に10回訪日。外務省政務レベルや国会議員等に対し事業の実施状況を説明する一方で、IPPFの活動に対する意見や提言を取り入れている。日本企業との連携も我が国の提案を受けて実施。ドナー協議の場やドナーによる評価を通じ、日本の意見・考え方をIPPFの活動に反映させるべく、努めている。2016年から主要ドナー国の意見を特に聞くためのドナーアドバイザリー会議の開催を始めた。					
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	(1)監査:本部所在地の英国の監査法人による外部監査を受けており、毎年、財務報告書が公表される。2015年の監査結果は適正で、英国の会計規則に従っていると報告された。 (2)評価:IPPF内部評価はグローバル・地域・国レベル及び分野別の独立評価を実施し、各種報告書は公表される。内部評価以外にも、DFID(英国国際開発省)等による外部評価が行われ、報告書が公表されている。2013年発表のDFID評価では総合「高」評価となった。 (3)効率性:2010年からの5年間でサービス提供件数を倍増した一方、6万4千か所あったサービス拠点を4万5千か所に減らす等、効率を重視した組織改変を実施。2016年には、代表的な活動である1件の望まない妊娠を防ぐのにかかる費用を17米ドル(2010年)から11米ドルま約35%削減した。2016年現在、本部の人員削減、機構改革、地域事務所の統合等を実施、組織の効率性向上に努めている。 (4)透明性:財務報告書の他、活動内容、成果についての年次報告書も公開。透明性をさらに高めるため、国際NGOの透明性、説明責任を評価をする唯一の国際的枠組「INGOアカウンタビリティ・チャーター」に加盟。2016年から、同チャーターの外部評価が公表される。					
4. 当該機関等における邦人職員の状況	・IPPFの日本人職員は長年1名だったが、2015年に1名採用され計2名(総職員数96名)。邦人職員は日本企業との連携に大きな役割を担っており、増員に伴い、一層の協力の深化が期待できる。同分野の日本のNGOからの邦人職員や、インターンの受け入れを積極的に行っており、国際保健分野の人材育成に貢献している。					
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	(HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金) ①Plan:各加盟団体が支援対象案件のコンセプトノートを提出。在英大を交えてIPPFと議論した上で、承認対象案件を選出し、外務本省に提出。本省でプロジェクトが実施される先の在外公館の意見も聞きつつ、案件を承認。 ②Do:IPPF加盟団体が当該活動を実施。 ③Check:IPPF加盟団体からの報告や在外公館等の視察等でフォロー。実施中の複数のプロジェクトにおいて外部評価を実施。 ④Act:ハイレベル協議やIPPFドナー協議等を通じ、改善点をインプット。					
担当課・室名	国際協力局国際保健政策室					